

# 岩手県は、**土壌汚染対策指針** を策定しました

## ★指針の概要★

### 1 土壌汚染対策指針とは

この指針は、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）に基づいて実施する土壌調査の実施方法、土壌汚染があった場合の汚染土壌の処理方法について示したものです。

### 2 内容

#### (1) 土壌調査の実施方法

健康有害物質を取扱う事業者は、1年に1回以上、土壌又は地下水のどちらかの測定が必要です。また、工場を廃止した時には、工場敷地内の土壌の汚染状態の測定が必要です。事業者の方は、次により必要な調査の実施方法を判断してください。

なお、条例に基づき工場を廃止した時の土壌の汚染状態の測定の義務が生じている土地が、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条に規定する土壌汚染状況調査の対象となる場合は、同条に基づく調査の実施（同条ただし書に定める調査義務の猶予を含む。）を優先してください。

#### 地下水の測定を実施する場合

敷地内に井戸等がある場合はその井戸を、敷地内に井戸がない場合は、地下水の流動の状況を勘案し、地下水の汚染状況を的確に把握できる敷地周辺の地点の井戸で実施してください。

#### 土壌の測定を実施する場合

##### 土壌調査の実施方法

- ・1年に1回以上の定期測定
- ・工場の廃止時の調査

使用している有害物質

揮発性有機塩素化合物

土壌ガス調査  
(簡易測定法)

##### 工場の廃止時のみ

土壌溶出調査  
(揮発性有機塩素化合物)

土壌溶出調査  
(重金属、農薬等)

詳しくは  
別図を参照

#### ○調査実施機関

できるだけ、土壌汚染対策法に定める指定調査機関に調査を依頼してください。

#### ○土壌汚染対策法に基づいて実施した測定結果の活用

土壌汚染対策法第3条第1項に規定する土壌汚染状況調査又はそれと同等以上の調査を実施した場合には、当該土壌調査の結果を条例に基づく土壌汚染状態測定の結果とすることができます。

## (2) 土壤汚染があった場合の汚染土壌の処理方法

土壤汚染があった場合には、下表に定める方法により汚染土壌の処理を行ってください。また、土地の汚染の状況に応じて、汚染の拡散防止を行う区域からの汚染土壌又は健康有害物質の飛散、揮散又は流出の防止のための応急的な対策を、事前に講じてください。

第二溶出基準 適合or不適合 汚染拡散防止措置	揮発性有機化合物		重金属等		農薬等	
	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
地下水の水質の測定	○※	×	○※	×	○※	×
原位置封じ込め	○	△	○	△	○	×
遮水工封じ込め	○	△	○	△	○	×
遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	○
不溶化	×	×	○	×	×	×
土壤汚染の除去	○	○	○	○	○	○
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○

※：土壤の特定有害物質による汚染状態が目標土壤溶出量以下であり、地下水の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合に限る。

△：基準不適合土壌を第二溶出基準に適合させた上で、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行うことが必要。

### ① 詳細調査の実施

2 (1) の調査を実施した結果、土壤汚染が発覚した場合は、土壤汚染対策法に定める方法により実施してください。

### ② 指定検査機関

土壤汚染対策法に定める指定調査機関に調査や汚染除去を依頼してください。

### ③ 汚染土壌管理票の利用

掘削した汚染土壌を工場等の敷地の外へ搬出する場合には、できるだけ汚染土管理票を使用してください。

### ④ 汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期を明確に

汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期を明らかにするとともに、主要な工事の実施時期を示してください。

### ⑤ 汚染の拡散防止措置の期間中の環境保全対策

汚染の拡散防止措置の実施期間中は、周辺環境に支障を及ぼすことがないように、必要に応じて環境保全上の対策を講じてください。（詳しくは、指針本文を参照）

## (3) 地下水・土壤汚染に係る県民への情報提供

土壤汚染が発覚した時は、「地下水・土壤汚染に係る情報提供指針（平成 17 年 4 月 1 日施行）」に定める公表の基準に従って公表について判断してください。

## 3 施行期日

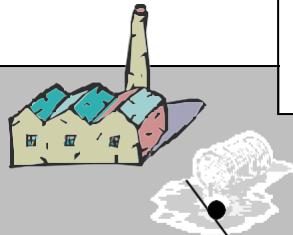
・この指針は、平成 18 年 4 月 1 日から施行します

※ 平成31年3月14日指針を改正しました（平成31年4月1日施行）。

### 土壌ガス調査 (揮発性有機化合物)

条例規則第33条第1項第2号に定める測定方法により、指針第2(1)で選定した調査実施地点において測定を実施することただし、条例69条第1項及び第2項に基づく測定を実施する場合には、指針第2(1)で選定した調査実施地点を中心として数地点とすること。

なお、調査実施地点での試料採取が著しく困難な場合は、試料採取が可能であって調査実施地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。検知管式ガス測定器による測定方法により土壌ガスを測定し、健康有害物質が検出された場合には改めて指針第2(3)の方法により測定すること。

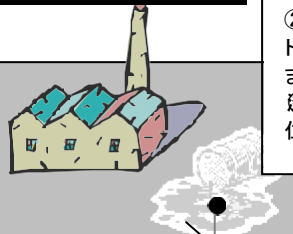


土壌ガスを吸引

### 土壌溶出量調査 (揮発性有機化合物)

① 試料の採取を行う地点(以下「試料採取地点」という。)は、指針第2(1)で選定した調査実施地点を中心として数地点とすること。なお、調査実施地点での試料採取が著しく困難な場合は、試料採取が可能であって調査実施地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。

② ①で定めた試料採取地点において、表層の土壌(地表から深さ5センチメートルまでの土壌をいう。以下同じ。)、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌及び深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌(深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合にあつては、当該底面より深い位置にあるものを除く。)を採取すること。



それぞれの土壌  
を検体とする

5～50センチメートル

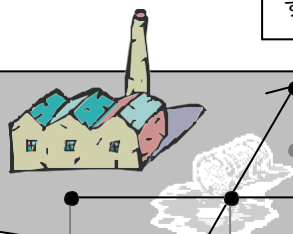
### 土壌溶出量調査 (重金属、農薬等)

① 試料採取地点は、指針第2(1)で選定した調査実施地点及び調査実施地点から四方位に5メートルから10メートルまで離れた各地点とすること。なお、これらの地点のうち、試料採取が著しく困難な地点があつた場合は、試料採取が可能であつて当該地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。

② ①で定めた各試料採取地点において、表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取すること。

③ ②の規定により採取された表層の土壌と、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌とを同じ重量混合すること。

④ ③の規定により混合された各試料採取地点の土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。



5～50センチメートル

5～10メートル

同じ重量  
混合する